

I C T活用研究会要領

(目的)

第1条 「I C T活用研究会」(以下、「研究会」という。)は、I C T環境の進展、社会情勢の変化及び市民ニーズを的確に捉え、すべての市民が情報化による利便性の向上やわかりやすさ、使いやすさを実感できるまちの実現を図るため、I C T利活用による新たな行政サービスに関する調査研究を行うことを目的とする。

(調査研究事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行う。

- (1) I C T利活用による新たな行政サービスの検討
- (2) 他自治体のI C Tを利活用した先進的な取組み
- (3) その他本市が解決すべき課題へのI C Tを利活用した取組み

(組織)

第3条 研究会は、各部局長が推薦する職員のうちから政策開発部長が指定する職員をもって構成する。

2 研究会に座長を置き、ソーシャルメディア推進課長をもって充てる。

(会議)

第4条 研究会は、必要に応じ、座長が招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、政策開発部ソーシャルメディア推進課において処理する。

(委任)

第6条 研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月12日から施行する。

(Web活用研究会要領の廃止)

2 Web活用研究会要領(平成25年6月10日制定)は、廃止する。